

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の支給等に関する法律 概要

第1 前文

- 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにす。
- 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

① 又は② の者であって、施行日において生存しているもの。

① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。)

② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(①～③のみを理由とする手術等を受けたことが明らかな者を除く。)
① 母体保護 ② 疾病の治療 ③ 本人が子を有することを希望しないこと。
④ ①のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

※ 昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- 厚生労働大臣は、対象者(第2②)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会:厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得よう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)

(収集等の制限)

第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の収集、保有又は利用（以下「収集等」という。）を行う場合は、個人情報の収集等に係る事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、目的達成に必要な最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合

(2) 実施機関が中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第2条に定める中津川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

3 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を収集するときは、収集する目的を明らかにし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から直接収集しなければならない。

(1) 本人の同意を得た場合

(2) 法令等に定めがある場合

(3) 出版、報道等により公表された事実である場合

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合

(5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することができない場合

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、その目的を達成することができないと認められる場合、又は事務の性質上本人から収集したのでは適正な事務の執行に支障が生ずると認められる場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

4 本人又はその法定代理人等が実施機関に対し、申請行為その他これに類する行為を行った場合は、前項の規定により収集されたものとみなす。

一部改正〔平成19年条例4号・27年23号〕

(目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへ保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

(1) 本人の同意を得た場合

(2) 法令等に定めがある場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。

3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。

5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

一部改正〔平成19年条例4号・23年4号・27年23号〕